

## 島根県技能検定実技試験受検奨励金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、技能検定実技試験受検手数料に係る負担を軽減し、受検を促進することを目的として、支給対象者が島根県職業能力開発協会の実施する職種以外の2、3級職種を受検する場合において、受検申請を行う日の属する年度の4月1日現在における他都道府県職業能力開発協会及び民間試験実施機関が定める手数料とその減免対象手数料との差額について、支給対象者に島根県技能検定実技試験受検奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

### (支給の対象)

第2条 支給対象者は受検申請を行う日の属する年度の4月1日に35歳未満の島根県内の学校の在校生若しくは島根県内に在住する島根県外の学校の在校生で以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 島根県職業能力開発協会が実施していない職種を他都道府県職業能力開発協会を受検する者
- (2) 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する機械保全職種を受検する者
- (3) 特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会が実施するウェブデザイン職種を受検する者
- (4) 一般社団法人日本ピアノ調律師協会が実施するピアノ調律職種を受検する者
- (5) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施するビル設備管理及びビルクリーニング職種を受検する者
- (6) 特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会が実施する情報配線施工職種を受検する者

2 「在校生」とは、受検申請を行う日の属する年度の4月1日時点で以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）
- (2) 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は同法に基づく中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在籍している者
- (4) 学校教育法に基づく専修学校又は同法に基づく各種学校に在籍している者
- (5) 学校教育法に基づく高等専門学校に在籍している者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学に在籍している者
- (7) 学校教育法に基づく大学に在籍している者

### (支給の要件)

第3条 奨励金は、支給対象者が技能検定職種2級及び3級の実技試験を受検するため試験実施機関に手数料を払い込み、受検票が送付された場合で、第7条に定める支給決定を受けた場合に予算

の範囲内で当該支給対象者に対して支給するものとする。

(支給限度額)

第4条 奨励金の支給額は、実技試験の1回の受検につき、以下の表のとおり支給する。

実施団体	職種	等級	支給額
他都道府県職業能力開発協会	全職種	2級	9,000円
	下記職種以外	3級	9,000円
	機械検査、婦人子供服製造		7,200円
	テクニカルイラストレーション、和裁、電気製図		6,000円
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	機械保全	2級	9,000円
		3級	3,600円
特定非営利活動法人 インターネットスキル認定普及協会	ウェブデザイン	2級	5,500円
		3級	2,000円
一般社団法人 日本ピアノ調律師協会	ピアノ調律	2級	9,000円
		3級	
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	ビル設備管理 ビルクリーニング	2級	9,000円
		3級	
特定非営利活動法人 高度情報通信推進協議会	情報配線施工	2級	9,000円
		3級	3,600円

(申請期間)

第5条 奨励金の支給の申請は、試験日から起算して90日以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第6条 奨励金の申請を行う支給対象者は、島根県技能検定実技試験受検奨励金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて島根県商工労働部雇用政策課長(以下「雇用政策課長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 学生証・在校証明書等の写し(生年月日を確認できること)
- (2) 当該年度の受検票の写し若しくは受検したことを証する書類
- (3) 県内に在住することを確認できる書類(上記1または2の書類等で住所確認ができる場合は省略可)  
※県外の学校等の在校生のみ
- (4) 受検料の払込証明書の写し  
※他都道府県職業能力開発協会が実施する職種の受検者のみ
- (5) 前各号のほか、雇用政策課長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第7条 雇用政策課長は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認められた場合はこれを受理する。

2 雇用政策課長は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。

3 雇用政策課長は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請者に対して、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。

4 雇用政策課長は、奨励金の支給決定を行ったときは、速やかに支給決定額を申請者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(不支給要件)

第8条 雇用政策課長は、申請者が不実の記載をした場合は、奨励金を支給しないものとする。

(奨励金の返還)

第9条 雇用政策課長は、奨励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途雇用政策課長が定める。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。